

盛岡広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年10月8日

盛岡広域振興局長 石田知子

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 雫石東八幡平線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩手郡雫石町長山猿子113番15地先から長山梶9番10地先まで	新	m 14.5～9.5	m 288.5
	旧	12.3～5.7	288.5

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和元年10月8日から同年11月7日まで

2（1）道路の種類 県道

（2）路線名 渋民田頭線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
盛岡市好摩字夏間木83番188地先から字野中69番55地先まで	新	m 10.9～10.0	m 447.0
	旧	10.6～7.6	447.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和元年10月8日から同年11月7日まで